

茨木市開発指導要綱の一部改正新旧対照表

現 行 分	改 正 分
<p>第2条 開発者は、本市のまちづくりの基本理念である「希望と活力に満ちた文化のまち」の実現をめざして、まちづくりに十分配慮した土地利用計画及び建築物の設計を行わなければならない。</p> <p>第9条 1から4 (略)</p> <p>5 開発者は、施行基準に定める一定規模以上の開発行為等を行う場合又は市長が特に必要と認める開発行為等を行う場合は、茨木市開発行為等連絡協議会設置規則（平成19年茨木市規則第44号）第1条の規定により設置された茨木市開発行為等連絡協議会の承認を得て、事前協議を開始するものとする。</p>	<p>第2条 開発者は、本市のまちづくりの基本理念である「ほっと茨木ももっとずっと」の実現をめざして、まちづくりに十分配慮した土地利用計画及び建築物の設計を行わなければならない。</p> <p>第9条 1から4 (略)</p> <p>5 開発者は、施行基準に定める開発行為等を行う場合又は市長が特に必要と認める開発行為等を行う場合は、茨木市開発行為等連絡協議会設置規則（平成19年茨木市規則第44号）第1条の規定により設置された茨木市開発行為等連絡協議会の承認を得て、事前協議を開始するものとする。</p>